

令和2年第3回小国町議会臨時会会議

(第 1 日)

1. 招集年月日 令和2年8月12日(水)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年8月12日 午前 9時00分

1. 閉 会 令和2年8月12日 午前10時47分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総務課長 小 田 宣 義 君	教委事務局長 木 下 勇 児 君
政策課長 佐々木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情報課長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建設課長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福祉課長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会計管理室長 北 里 慎 治 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 久野 達也 君

9番 熊谷 博行 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 8月12日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

な し

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 8. 1 2)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

蒸し暑い日が続いています。また、本日はお盆の前のお忙しい中、皆さまにお集まりいただきました。災害からの復旧・復興、コロナウイルスの感染拡大防止など、課題は山積しているところでございます。本日の中身は災害復旧関係とコロナ対策が主なものとなっております。どうか、慎重審議をお願いいたします。

それでは、開会の前に渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さま、おはようございます。

御多用中に関わりもせず、本日は令和2年第3回小国町議会臨時会議ということで、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

また、先月初旬より始まりました豪雨災害では、たくさんの方が被災されております。改めて私のほうからお見舞いを申し上げたいと思っております。幸いにして、小国町では人的な被害はないという御報告を受けておりますけれども、改めて県南のほうではたくさんの命を亡くされた方もいらっしゃいます。改めて、お悔やみを申し上げたいと思っております。小国町におきましては、先ほども言いましたように人的被害がなかったということで、これも一重に議会の皆さまもそうですけれども、住民の皆さま、そして消防団の皆さま、たくさんの方々の御協力があったことだと感謝を申し上げたいと思っております。議員の皆さまにおかれましても、先頭に立って御尽力をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げたいと思えます。

私のほうからは、先週、阿蘇郡市薬剤師会の方たちと健康づくりの推進等に係る連携協定を結ばせていただきました。また、8月7日には地熱活用協議会、地熱の事業者たちと協定を結ばせていただきました。町といたしましても、当然ですけれども豪雨災害からの復旧に全力を注ぎたいところではございますけれども、薬剤師会それから地熱の協議会等々と小国町の未来に向かってしっかりと町づくりを進めて参りたいと思えますので、議員の皆さま方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、専決処分事項の承認を求めることについて、それから一般会計の補正予算というところ2本でございます。御審議方よろしくようお願い申し上げます。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ただいま、出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和2年第3回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

議長（松崎俊一君） 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

4 番 久野達也君

9 番 熊谷博行君

にお願いをいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第5号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集1ページをお開きください。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年8月12日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

議案集の2ページをお開きください。

専決第5号 専決処分書

令和2年度小国町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月10日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、補正予算書の専決第5号と書いてあるものをお開きいただきたいと思います。1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算（第5号）

令和2年度小国町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2千553万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年7月10日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

総務課長(小田宣義君) おはようございます。それでは、私からは専決内容の説明をさせていただきます。

今回の専決補正につきましては、令和2年7月豪雨災害後の仮応急工事に係る費用となっております。歳出項目は全て災害復旧費です。この災害復旧費を2千250万円増額するものでございます。

内訳といたしましては、農業用施設災害復旧費が500万円で、これは農道5箇所、水路5箇所の仮応急工事に係る経費になっております。また、土木施設災害復旧費で1千750万円、これは主に寸断された町道5路線の仮応急工事に係る経費となります。

この財源といたしましては、5ページに記載しております災害復旧費国庫負担金が933万8千円、財政調整基金繰入金が676万2千円、土木施設災害復旧事業債が640万円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長(松崎俊一君) これより、承認第5号について質疑に入ります。

5番(児玉智博君) 私からも今回被災された全ての皆さんに、お見舞いとお悔やみを申し上げます。

農道5箇所、水路5箇所、町道5路線の仮応急工事費ということでありました。それで、具体的にその工事の内容というのはどういうものなのかを、御説明願いますでしょうか。

建設課長(時松洋順君) お答えいたします。

町道につきましては、町道千駄金線、西里の蔵本地域からファームロードに抜ける町道がございます、その町道の蔵本地域内の橋の手前の路肩が決壊いたしまして、その部分の応急復旧が1箇所、それから町道田原秋原線が下田原のほうに抜ける路線の中で表層のアスファルト舗装が剥がれまして、それを復旧したのが1件、町道滴水線、上滴水の集会所のそばの町道の路肩が決壊いたしまして、そちらを仮設で復旧いたしましたのが1件、町道西里田原線は2箇所ございまして、田原に近い所と鯛ノ田の上と申しますか、北側に2箇所なのですが、どちらとも道路がなくなっておりまして、そちらにつきましてはこの2箇所が非常に大きい工事として占めておりまして、2箇所とも仮設の迂回路を残った土地を使って今からつくっていきたくて考えております。その西里田原線につきましては、今ちょうど設計に入っておりまして、近いうちに発注できる見

通しでございます。そのほかにつきましては、応急復旧は完了しております。

それから、農業施設につきましては応急というところで備えておりましたけれども、現時点では施工はいたしておりません。

以上です。

5番（児玉智博君） その町道5路線というか、4路線5箇所という表現になるかと思うのですが、それぞれの路線ごとの内訳なんかは示せますか。

建設課長（時松洋順君） 金額でよろしいでしょうか。

千駄金線が150万円、町道田原秋原線が100万円、町道滴水線が150万円、西里田原線が600万円と500万円となっております。

5番（児玉智博君） それで、この農業用施設災害復旧費については今のところ使っていないということを今言われたのですが、しかし農道にしろ、水路にしろ被災した所はあって、現に取入口などが今現在でも大量の土石というか、それに埋まっていて、水を取り入れることができないような水路もあります。これは見てみると10日に専決しておりますけれども、その時点では今は御自分たちでほとんど泥なども除けて、ある程度水が通っているという状況のところもありますけれども、そういったところもの非常に困られていたわけですね。というのが、8月になっていきますけれども、今の時期というのはある程度田んぼに水を張らないといけないと。それなのに水がこないから消毒もできないと。そういう切実な農家の方たちがおられたわけなのですけれども、この予算は専決していたのに使っていないというのがですね。予算は編成して、専決までして使っていないというのは、私はちょっとそれは「なんでなんだろうな」と、随分町内の実態に合わないのではないかと思います。何で予算まで編成していて、そういう予算がありますよというような案内を農家になさらなかったのですか。

建設課長（時松洋順君） 農業施設につきましては、通常の維持管理の作業の中で対応していただきたいというところが一つございまして、今回はそういうところございまして、対象になる施設については今のところございませんでした。今後は災害の対象になる施設等の調査が進みまして、災害事業に採択される部分につきましては、今後の手順を踏みまして農災事業として採択されていくものと考えております。

5番（児玉智博君） 言っていることが矛盾していますよ。通常の維持管理でやってもらいたいからこれは予算は編成したけれども、執行されないんだと言われましたが、そのあとに言われたのが、普通に農災の申請が上がってきたものは、その手順を踏んで農地災害復旧工事を行っていくと、通常の維持管理ではないじゃないですか。大体、現場を担当者は確認されたのですが、今さっき言った取入口が大量の土石で埋まっているというのは、室原の例の387号線を超えて山が崩れてきた先の手水野川というのですかね、手水野川から室原集落の水を取り入れているところですが、あんな土石をどうやって通常の維持管理ではどかせないだろうというような

石が堆積していて、それをどかさないといけないんですよ。それが通常の維持管理になるのかと。あれはどう見ても土砂崩れに起因する災害であると思うのですよね。それも通常の維持管理でやらないといけないのですか。現場を御自分の目で確かめられていますか。

建設課長（時松洋順君） 現場につきましては、全てを私のほうが網羅しているということはありません。

それから、災害につきましては災害復旧の対象になる部分につきましては、今言われた規模を考えますと、災害復旧として今後事業に採択されていくものであると考えております。

5番（児玉智博君） だから、その規模は災害復旧になると思うのですけれども、でも今田んぼにしる水稲にしる野菜にしる、ここ何日かは雨が降っているのですけれども、非常に梅雨明け何日かは高温の日が続いたし、今後の天候もどうなるか分からないのですけれども、とにかく今は農業には水が要る時期ではないですか。水が要る時期なのに、まともに水が来ていないわけですよ。多少、出水なんかを使って対処されているのかもしれませんが。やはり、早くそういうところはどけるべきだったと思うのですよ。規模からしたら、災害になるというふうにおっしゃられたので、そういう認識があるのであれば、何でこの予算を組んでいるわけではないのですか。予算を組んでいるのに、何でそれを執行しなかったのかということが、私は疑問でならないのですね。答弁を聞きましたけれども、これは到底納得できるものではありません。予算編成は良かったのに、予算の執行がよろしくないというふうに思います。もし、私のこの疑問を解きほぐしていただけるのであれば、答弁を願いたいのですが。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩します。

（午前9時18分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時22分）

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

この時点で、予算として計上させていただいたものについては、かなり大規模な水路の閉塞であったり、大型土のうをついたり、そういったものがあるのではないかとこの備えでございまして、小規模なものにつきましてはその都度、対応させていただいておりましたが、この時点で組んで計上させていただいたのは、今後の災害復旧事業にも採択される程度の事業もありはしないかというところで、備えさせていただいた部分でございまして。

以上です。

3番（穴見まち子君） 先ほど、蔵本地区の橋の手前の件が上がりましてけれども、田原のほうに行く道と広域農道に田原の手前から行く道と路線があって、蔵本地区はこの橋を渡って行く路線が農家の方が多んですよ。ダイコン屋さんだったり、他の野菜を作っている方がですね。これから8月、9月とそこを利用される方も多し、今でもほとんど毎日使っているのですね。そ

の方たちも農家の方、田んぼもありますけれども、その2箇所ぐらいのところの道は軽トラックがやっと通れるほどの災害が出ていますけれども、先ほどの言われた予算の中には入っていないでしょうか。

建設課長（時松洋順君） 先ほど私のほうが申し上げましたのは、橋のたもとの決壊した部分についてでございます。議員のおっしゃられた所につきましては、今後の災害復旧の中には入ってくるかもしれませんが、それが災害復旧の採択になるかというようなところにつきましては、今のところ私のほうでは申し上げられません。

以上です。

3番（穴見まち子君） 課長は、その現場は見ておられますか。

建設課長（時松洋順君） その橋のたもとにつきましては確認はしておりますが、その先のファームロードまでの道については今のところ行ってはおりません。

以上です。

3番（穴見まち子君） 地域の方の訴えがありますので、しっかり見てもらいたいと思います。そして判断をお願いします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号：令和2年度小国町一般会計補正予算（第5号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第44号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集をお開きください。3ページをお願いします。

議案第44号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町一般会計補正予算（第6号）を

別紙のとおり提出する。

令和2年8月12日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは別冊補正予算書第6号をお開きください。1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算（第6号）

令和2年度小国町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億235万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2千788万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年8月12日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

よろしく願いいたします。

総務課長（小田宣義君） それでは、私からは今回の補正予算の内容の説明をさせていただきます。

2ページに第1表といたしまして、歳入歳出のそれぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

4ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

それでは歳出のほうから、順次説明をさせていただきます。6ページをお開きください。6ページの上段の財産管理費の中で、修繕費を213万円計上させていただいております。これも7月の豪雨により土砂等が堆積した町有施設、これは六花園と旧西里小学校の復旧と被災者住宅の給湯器を修繕するための経費となっております。財源につきましては、その他公共施設災害復旧事業債を180万円充当し、残りは一般財源となります。

6ページの中段をお願いいたします。災害救助費で5千884万円を計上させていただいております。小国町には7月6日付で災害救助法が適用されております。これに伴い、今回の補正はこの救助項目のうち1つ目は住宅の応急修理、2つ目は救助事務に係る必要経費、3つ目は災害援護資金を貸付けるための経費となっております。この財源につきましては、貸付金以外は県負担金で全額を、貸付金につきましては災害救助債になり町の持ち出しはありません。

6ページの一番下の段をお願いいたします。環境衛生費で2千238万3千円を計上させてい

ただいております。これも豪雨により被災した世帯の災害ゴミの処理に伴う経費となります。災害ゴミの受付は林間広場で現在も行ってしております。財源につきましては、国庫補助金が2分の1で1千139万1千円、残りは災害復旧債を充当いたします。

7ページの上段をお願いいたします。商工費の中で新型コロナウイルス感染症対応経済対策費として、1千200万円を計上させていただいております。これは、事業継続支援給付金の増額補正となります。売上が前年度同比比で15%以上減少し、金融機関から融資を受けた町内事業者に対し、借入額の10%、上限30万円を給付するための経費としての1千200万円となります。この財源につきましては、全額新型コロナウイルス対応地方創生交付金を充当いたします。

7ページの中段をお願いいたします。消防費で450万円を計上させていただいております。これも今回の豪雨災害に関し、職員の災害待機手当として250万円、今回の豪雨対応は180万円、これからの台風等の災害待機分として70万円を計上させていただいております。それともう一つは災害見舞金として、200万円を経費として計上いたしました。この財源につきましては、全額一般財源としておりますが、救助法の適用により災害待機手当は補助の対象になるそうでございますけれども、まだ補助率が確定しておりませんので今回は一般財源として計上しております。

7ページ一番下の段をお願いいたします。教育費の中の体育施設費です。小国ドームの周辺で、豪雨により2箇所の法面崩壊が発生しております。これを復旧させるための測量設計費用として100万円を計上させていただいております。また、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で150万円を計上させていただいております。長引くコロナウイルスの影響で夏休み期間が短縮され、8月も給食費が発生しております。小中学校426名分の給食費相当額を補助するための経費となります。財源につきましては測量委託は社会体育施設災害復旧事業債を、給食費緊急支援事業については全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

最後に歳入の説明をさせていただきます。5ページです。

2の歳入の項目を御覧ください。今回の補正に対する財源の内訳になります。先ほどから説明させていただきましたが、補助金等の詳細がここに掲載されております。

以上で簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第44号について質疑に入ります。

5番（児玉智博君） まず、豪雨災害に関連する予算なのですが、私たち議会のほうに令和2年7月豪雨の被災状況の報告というのが1番新しいもので7月27日現在ということで町長との懇談会というか、議員控室に町長が来て説明するときに持ってきてくれた資料ぐらいしかないわけなんですけれども、要するにそこで見ると家屋等の被害が51件ということで、床上浸水、床下

浸水、土砂流入と倒壊とか一部損壊、その他とかになっていて、結局その罹災証明で全壊や大規模半壊、準半壊、一部損壊といろいろあると思うのですけれども、そういう判定が今現在どこまで進んでいるのかも分からないし、一応7月31日までに農災を取りまとめてすでに国・県のほうに報告をされているかと思うのですが、結局それで農災が何件ぐらいあったのかとか、そういう報告も受けていませんのできちんと私自身、把握できていないような状況なのですが、多分行政のほうでは把握されているのでしょうか。その上で予算を見てみましたが、これが被災された人たちの期待というか、期待に沿うような編成になっているのか。これで本当に被災された人たちが救われるのかということを考えてみました。というところで、質問に入っていきたいと思えます。

まず、一番最後の7ページに災害見舞金というのがありますね、200万円。この災害見舞金を受け取ることができる人は、どれぐらいの人なのでしょうか。51件、27日現在ですからまだ増えているのかもしれませんが。いわゆる床上浸水や倒壊とか様々な被害を受けたのが27日現在では51件ありましたよ、ということで聞いておりますけれども、この51件の人たちの中でこの200万円はどのように分配されるのか、御説明いただければと思います。そして災害援護資金貸付金、これは結構大きいですね、4千450万円組まれております。実際、これをどれぐらいの方が今申請されているのか教えてください。

総務課長（小田宣義君） お答えしたいと思います。

私のほうからは、まず今の罹災証明の現況を先に説明しまして、そして見舞金の説明をしたいと思います。今現在で、罹災証明の申請があっているのが38件っております。その中で判定が終わっておりますのが29件、内訳といたしましては全壊3件、大規模半壊6件、半壊11件、準半壊3件、準半壊に至らない一部損壊6件という状況でございます。

先ほど申された見舞金の根拠ですけれども、200万円計上させていただいております。この中で全壊が5件分、1件あたり10万円の災害見舞金となっております。これは町独自の災害見舞金でございます。半壊の場合が30件で1件あたり5万円です。この合計が200万円ということで計上させていただいております。災害見舞金の支給条例の中で町内に在する住宅又は生計を主とする工場等の全壊により10万円、半壊により5万円ということで条例がありますので、これに基づいて計上させていただいております。

以上です。

福祉課長（生田敬二君） 私のほうからは、災害援護資金についての御説明をさせていただきたいと思えます。今、総務課長のほうから答弁がありましたけれども、罹災証明が発行されたところについて先月末から訪問をしまして、いろいろお話をさせていただいております。その中で、災害援護資金貸付金のこともお話はしております。現在のところの申請はまだ上がっておりませんが、今後期間がございますのでゆっくり考えられた上での申請になるかと思っております。

予算組みとしましては、全壊のところでは最大350万円の貸付けができるということ。それから、大規模半壊、半壊につきましてはおよそ170万円という限度額がございます。全壊が3件、大規模半壊が20件として、合計4千450万円の予算を計上しているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） まず、この見舞金についてなのですが、勿論それは今の条例がそうなっているからこの予算組みというのは分かるのですが、いわゆる準半壊以上になると災害救助法の応急修理の対象ということで、ある程度国の枠組みの中での救済措置というのがあるわけなんです。ところが、今言われた判定が終わっている中で一部損壊という世帯が6件あるということでありましたけれども、ここは何もないわけですよ。自力で何とかするしかないという状況です。私、南小国町に感心したのですが、南小国町で一部損壊だった人が被災されていたのを知っていたので「どうなりましたか」という話をしていましたら、町のほうから3万円の見舞金が出るということをおっしゃっていたのです。私は、それは全壊のところの10万円も半壊のところの5万円も大事です。ただ、同時にそういう被災をしながら、現行制度の中では公的な支援が全くない一部損壊世帯についても、やはりそういう南小国町がやっているような町の見舞金というのは、災害に遭われたから見舞金を出すわけでしょう。一部損壊も災害に遭われているわけですから、何もないというのは余りにも冷たいのではないかなと思います。先ほどの貸付金のほうでありますけれども、私も7月11日だったかな、国会議員が杖立のほうに調査に入りまして私も同行しました。そこで、まさに杖立の人たちが総出で泥出し片づけの作業中でした。そこで旅館主の人やおかみさんからも何人からかお話を伺いましたけれども、コロナウイルスで持続化給付金100万円ももらったけれども、もう使ってしまったと。借入れも目一杯したと。これ以上は借入れができないというような声もありましたし、「必ず私たちは再建してみせます」と決意を述べられて、「ですからそのためには返済の必要のない支援をしてほしい」と。「私たちのような小さな旅館が日本の観光を支えているんです。そう自負しています。」と語られている人たちがいました。やはり、こういう貸付金もそれはまだ借りる余裕のある人はどんどん利用すべきだと思います。しかし、その貸付金も例えそれが無利子であっても借入れはもう目一杯しているという人たちについても、グループ補助金なんかも決まったということで説明会もあっておりますので、その活用ということにもなるのかもしれませんが、やはりそういうところの独自の支援も考えたほうがいいのではないかなと思うのですよ。それで6月議会では、コロナウイルスの影響で中止の可能性があるのは、大体イベント関係1千500万円ぐらいの不用額が予測されるというふうに言われていましたけれども、やはりそういうものはこの際、秋祭りは中止が決まったと聞いていますけれども、そういうところも減額補正して、コロナであったりあるいは災害のための予算組みを考えていくべきなのではないかなと思いますが、今回は第6号であります、第7号以降でそういう検討というのはあるのか、伺いたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 総合的に今お話をされましたので、私のほうからもお答えをさせていただきたいと思いますが、当然災害救助法の適用になって生活再建のための支援ということは国のほうからも当然行っていきます。しかしながら、今の現行で担当所管のほうで話をさせてもらっておりますけれども、中身が動いておりまして確定をしておりません。ですので、今の状況でいろいろと取決めを町のほうで拙速にするわけにはいかないとの判断がありますので、町のほうも国と県と協議をしていきながら決めていきたいというふうには思っております。

しかしながら、先ほど杖立温泉の話をしました。私のほうも地元でございますので、当然ですが話も聞いております。その中では、なかなか小さいお金で動くようなところも少ないと思われまます。今グループ補助金、先ほども言われましたけれども、なりわい再建補助金という形で動いておりますし、先ほどの福祉課の所管でも生活支援の制度、それから災害援護資金いろいろありますが、それを重複して行うことが可能なかどうか、また町の部分で拙速に決めていいものかどうか。もう一つ公費解体という部分もあります。非常にたくさんの制度が重なる中で動いていかなければなりませんので、今判断することはできないと思われましたので、今日の予算組みはその時点で考えさせていただいている次第でございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） はい、久野です。

同僚議員が質問されたところと関連する部分が多分でございますけれども、実は災害救助法に関わるところの災害援護資金、ここについて1、2点確認させていただきたいのですけれども、350万円から170万円と貸付金はそうでしょうけれども、償還期間と利息、この関係をまず御説明いただきたいと思っております。

福祉課長（生田敬二君） 災害援護資金の償還期間につきましては、借りて3年間が据置きということになります。その後、それ以降に返済が始まるのですけれども、7年間の期間で返済をしていただくという形になります。貸付けをしまして10年間で返済が完済をしてしまうという形になります。

それから貸付利息についてでございますが、先般の議会のほうでちょうど条例改正を出させていただいたところでございますけれども、保証人を一人付けていただくという形であれば無利子ということにしております。もし、やむなく保証人がなければ1%の利息をいただくということでの条例を改正を出させていただきまして、議決をいただいているというところでございます。

以上です。

4番（久野達也君） それで、実は提案と言いますか、意見を述べさせていただきたいと思うのですが、このコロナ禍の中で所得が減少している。あるいは同僚議員からも説明がありましたように被災を受けて困窮した中で、いろんな借入先から資金繰りをしている。それらを考えた

ときに、補償人が幸いであればいいですが、いなかった場合1%といったような部分があります。ここの部分についても災害の早急なる復旧のための資金ということを考慮した場合、ここはぜひ町で負担いただき無利子で貸付けをする。いわゆる借受者にとっては分割支払いの機会ができるというふうに捉えることができないかなと思っております。確かに借入金ですので、利息というものが生じるのは当然のことですけれども、コロナ禍あるいは今回の災害、これらを考えたときに必ずしも、この災害援護資金を借りようという方々が金利が負担になるという部分になれば、要は元金据置とはいったものの10年間払っていくわけですから、そこらあたりもぜひ検討いただきたいと思います。

それから併せて、この災害救助費の中の修繕費とありますけれども、これについても具体的に御説明いただけたらと思います。

福祉課長（生田敬二君） 今回の補正予算の中の災害救助費の中の修繕費でございます。1千399万円を計上させていただいております。こちらは災害救助法の中の救助の項目の中の住宅の応急修理に係る分の費用でございます。応急修理につきましては大規模半壊、半壊程度の被害を受けられて自らの主力では応急修理をすることができないという世帯に対しまして、被災した住宅の屋根であるとか台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、応急的な修理を町のほうが、形でいいますと県から委任を受けた町のほうが業者と契約をして修理をする。そして町が直接、業者のほうに支払うという制度になっております。

今回の予算の内訳につきましては、大規模半壊、半壊についてはその修理の限度額というのが1件あたり59万5千円ということで定められておりますので、59万5千円×22件。準半壊につきましては上限額が30万円ということになっておりますので、そちらは3件の90万円。合わせまして1千399万円の予算計上となっております。こちらのほうにつきましては、今まだ罹災証明が発行されていないところもございますし、今後増えていく可能性もありますので、また増えればこれ以降の議会でもたまたま補正予算等で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

4番（久野達也君） それでは修繕については、この1千399万円というのは確定数字という部分で理解してよろしいですかね。今後増えるのは対応するのか。それと質問3回目ですので最後にしますので、先ほどの1%の利息の保証の部分につきましても、もし可能であれば町長ぜひそこらあたりも検討の中のこの先10年間の部分ですので、災害援護資金、正直いつてきついで皆さん借入れをしていると思うのです。1%と軽い金利だからということではなくして、やっぱり支援という部分がそこで表現できたらと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 久野議員の御質問にお答えをいたします。

町といたしまして、先日条例も改正させていただきましたけれども、今の状況をしっかりと執

行部内で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

福祉課長（生田敬二君） 応急修理の部分、先ほど予算積算の件数等を申しあげましたけれども、先ほど申しあげましたとおり今罹災証明が発行されたところを中心はずっと訪問をして、いろんな支援についての説明をさせていただいております。それはまだ継続はずっと続いておりますし、今後も被災の件数は増えていくものと考えておりますので、今後もし修理のお宅、応急修理に適用するようなお宅が出てくれば、予算内で収まらなければ今後の補正予算のほうでまた計上させていただきたいと思っております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今の部分についても少しお答えをさせていただきますけれども、先ほど児玉議員の質問にも答えたとおり、今の国のほうでの制度も動いております。ですので、例えば半壊以上のところで非常に危険なところの部分では、公費解体の適用があるかもしれません。公費解体をする部分に修理ということは基本的にはないかもしれませんので、そういったところも含めまして、少し考えさせていただきながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

1番（時松昭弘君） 1番、時松です。

先ほどから災害関係の予算の審議が行われております。今回の災害に遭われた方に対しては、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

先般、災害が終わったあとに町のほうを巡回させていただきました。その中で議員の方も感じておられたと思いますけれども、今回の災害については非常に大変な、町にとっても大きな負担を感じるような災害であります。特に杖立温泉あたりの関係で現在の旅館ですね、空き家の旅館がありますが、その旅館が崩壊して隣の旅館のほうもだいぶ被害を被っております。町長からも先ほどから公費解体の話があっておりますが、勿論、公費解体になれば一番いいのですけれども、今の状況を見たときに被害に遭われた方にとっては非常に大変な思いではないかというふうに感じております。緊急性があるし、あそこも通行止め等になっておりますけれども、そこあたりを何とかいち早く対応する手立てを町のほうを考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 当然、災害が始まってすぐから動かさせていただいております。隣の方ともお話をもう十何度となくやっているところでありますけれども、当然ですが危険性が高いので、まずは町としても町道を止めさせていただきました。私も現場に当然しょっちゅう行くのですけれども、逐一見ながら危険性が高いですので、隣の方も今現時点でも避難をいただいているところでございます。当然、福祉課担当の所管でございますので、詳しいところは福祉課のほうがお答えするかもしれませんが、今現時点ではずっと防災センターにいるというのも非常にきついというところもありますので、そういった負担がないように移っていただく等々のお話も

させていただいておりますし、先ほど何回も答えさせていただきますけれども、現行の制度の中で非常に動いております。どの制度を使うのがその方にとって一番いいのか考えさせていただいておりますので、早急にといったところもありますけれども、その方にとって一番いい方法を取らせていただきたいと思います。

以上です。

1 番（時松昭弘君） 1 番です。

今回の災害のなかで熊本県下、九州地区の令和2年豪雨災害という形で名前が付きましてけれども、今の段階で熊本県あるいは大分県あたりは激甚災害のほうになるというような報告を少し情報としては受けております。ただ、今国会が臨時国会がまだありませんので、そういった形で今回の臨時国会等で審議をされるものと。そうしたときには今現在の町のほうの査定なんかが出てきておりますけれども、査定あたりもいろいろ出して、いろんな農災、あるいは道路災害あたりにしても負担が掛からないような形を準備するというのも考えておかないと、例えば農災あたりでも15%の分が激甚であれば、その負担率が4%ぐらい下がってくるわけですね。そういったこと辺もいろんな関係者の方たちに、先ほどから課長の答弁もありましたけれども「まだ分かりません。」とかいう答弁ではなくして、やっぱり前向きに関係者の被害に遭われた方たちが安心できるような答弁をしていかないと、非常に町民の方たちも不安に感じております。そして特に近隣町村あたりと比較されることが多々ありますけれども、町は町の方向もあります。一つの町の独自の方向性というのを毅然とした形で出していくという思いを執行部側が全職員一丸となって災害を乗り切っていただきたいと思います。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 先ほど言いましたように、町の持ち出しが少ないように当然考えさせていただいております。そのために、臨時議会のほうも開かせていただいておりますし、これから現行動く中で考えさせていただいておりますので、今決定できないところもあります。先ほど、激甚指定の話もございましたけれども、局地の激甚指定はまだ受けておりません。ただし、指定を受ける可能性は高いというふうに判断をさせてもらって、町のほうも動かさせてもらっています。ただし、確定をしていない状況で町のほうが皆さんに「激甚の指定になります」ということは、発言はできません。「なりそうですよ」というお話はさせてもらっています。内々ではですね。しかしながら、今の現状では非常に通知して「激甚の指定になりますよ」という通知はできないものと思っておりますが、それに向かって動かさせていただいておりますし、査定の方も建設課を中心に農災、それから公共災両方とも上げさせていただいております。いろいろな形の中で職員も頑張らせていただいておりますけれども、やはり議員の皆さま方も聞き及んでいると思っておりますけれども、災害救助法の中の適用の災害支援の部分、それからなりわい再建の補助金、いろいろな部分で最初の時点とはかなり話が変わっています。1週間前と今現在では話が完全に変わってい

るようなところも実はあります。ですので、あまり拙速にするということは、なかなか難しいという判断をさせてもらっていますので、今少し動きながら町のほうでも決定をさせていただいているというところです。

3番（穴見まち子君） やはり激甚になってもらったほうが、私もいろんな所を通れるようになって見てきました。黒淵地区は残念ながら行けていないのですけれども、秋原、田原と近くをずっと回っていて、この前県議と一緒に行ってもらったのですけれども、やはり私たちはある程度片付いていますので、ちょっと見えにくい所もありますけれども、蔵本地区、下明里、上明里は地元のことを言っては悪いんですけれども、自分たちの力で多くの方が機械をレンタルして行動されて土石を通れる状態によけたし、西里小学校のことを先ほど言われましたけれども、最初とは違ってきれいになっているなというのは本当に地元の方のおかげだと思っておりますけれども、その中で機械をレンタルしていますけれども、その助成というのは地元の方にできますでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 検討する項目の中で、家屋内の土砂の撤去というのが項目であります。ボランティア等でかなり除いてくれたところもありますし、今言われたように業者に頼んでよけた経緯も聞いてはおります。それも補助に乗る・乗らないが一番の問題だと思っております。全て町費を使うことはできませんので、県のほうも「そこら辺りも見るとはわからない」という情報はくれていますので、ちょっとその情報が確かになれば、そこまで遡って逆に領収書等があれば出すことはできるかもしれませんが、県がその対象外とすることになれば、なかなかそこは単独では厳しいのではないかと考えております。

以上です。

3番（穴見まち子君） 宅地内もありますけれども、公共のところですね、皆さんが通る道のところが大体で、家屋も含んだり大きい土石流の除去ですかね、そういうところが多いので地元の方で機械を扱える方が多かったので、早急に機械を小国ではなくて阿蘇のほうから借りてこられたそうです。そして、「そのお金はどうされましたか」と言ったら「もう、払いました」と言われたので、「もしかしたら町の助成があるかもしれませんがよ」とは言ったんです。「出ます」とは言っていないんですけどね。もし出たら全然違うかなとは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

総務課長（小田宣義君） 先ほど私がお答えさせていただいたのは宅地内の話ですので、道路になるとかなり厳しいと考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 今日は言うまいと思っておりましたが、みんな思いを言いますので。

家屋の裏の崩土の撤去、メディアで国がする、公費ですとかいうのを言ったものだから、そういうことに詳しい人たちはしてもらえというのが現状であります。相談を受けて「役場に聞

きに行って」というふうに言ったら、「いや、分かりません」と。この返事をもらって帰ってきたようですが、「分かりません」ではなくて何か分かりやすく言わないと、「今のところでは分かりませんと言われた」と言うからですね、そういう返答は極力避けていただいて、できるなら「できる」できないなら「できない」とはっきり言ってもらいたいのですが、なかなかもったいぶったような答えをしてもらおうと、勿論家の人も不安だろうし、何か出してくれるというような感じで受け取っていますので、その辺のきれいに「こう、こう、こう」というような基準を申し上げてほしいと思います。建設課長。

建設課長（時松洋順君） 今のお話、多分宅地内の土砂の撤去のことかと思いますが、私のほうも総務課長と同じことをその方には申し上げたと思います。なかなか今、制度設計中というところで答えが出ていないというふうに、その方にはお話したと記憶しております。

以上です。

8番（松本明雄君） 休憩も入れずにちょっと長くなっておりますが、僕が最後にしたいと思いません。

その他で本当は質問しようと思ったのですが、同僚議員の方から杖立の旅館の件が出ましたので、それについてもう少し町長にお聞きしたいと思います。

この前から現場を見に行ったら、相当すごいです。隣の廃屋の旅館の方は地権者がいらっしゃると思いますので、町長が十数回連絡を取ってとは言っていたのですが、いろんな方法で一番いい方法とは思っているのですけれども、やっぱりスピーディーにやらないとコロナもある、水害もあった、ああいう建物があるというとなかなか杖立の印象も非常に悪くなると思いますので、その地権者の方もいろいろあちこちでお話を聞いていますので大変とは思いますが、スピーディーにやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（渡邊誠次君） 話を進めさせていただきます。早急に早急にと言いまして、もう20数年あのままになっていると思いますので、今回は話をつけていきたいと思います。しかしながら、先ほど松本議員が言われたとおり、杖立の災害、今回あの物件もそうですけれども、道路がまづやられております。それから街路灯もやられております。景観もいろいろと損傷が起きております。なかなか早急にと言いますよりは、実は7月の時点で杖立の観光協会長、旅館組合長に役場に来ていただいて、今からの杖立をどうつくられていきますかと、どうつくっていききたいですかというお話もさせていただいております。道路も剥がれておりますし、今の現時点では土砂の堆積を除かない限りはひよっとしたら水位は下がらないかもしれないというぐらい、土砂も堆積しておりますので、次の豪雨といえますか台風の時も含めていろいろと考えないといけないと思いますが、道路それから景観、それから個人の個々の旅館とか施設、事業所そして周りの防災、それからコロナウイルス、いろいろ複合的に掛け合わせていただいて、町がどの部分を受け持つのか、地域の観光協会がどの部分を受け持つのか、個々の旅館が事業所がどうやっていくのか、防災は

どうやっていくのか様々考えさせていただいておりますので、早急という御意見、本当に大切と思いますが、全体的な受け入れ体制、杖立温泉側の受け入れ体制が今の時点で10軒はまだ営業していないと思います。今7軒ぐらいだと思います。その時点では、なかなかお客様来てくださいというような御意見もまだあまり大々的には言えません。ですので、できれば今年度中には片づけて、来年度にはしっかりした受け入れができるような体制づくりを整えていかなければいけないとも思っておりますし、地元の協会長、組合長あたりとも話をさせていただきながら、できるだけ早急と言いたいところですが、今年度はしっかり固めていきながら来年度、本格的な運営をというふうな形で私としては捉えているところでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） はい、6番です。

この中の消防費というのがございますけれども、消防費の中で災害待機手当と災害見舞金の二つしかありません。今度の災害に対しては、消防団員の方たちの骨折りというのはすごいものではなかったかなと思います。こういうところについては、今までの前例がないと言えないのですけれども、やっぱりこういう災害のときに団員の方たちのボランティア精神というものが復興に非常に力になるわけですので、こういうところについては要するに災害復興というなかで、何かそういうふうな団員というよりか、そういうものに対しては骨折りに対しての手当みたいなものがないものだろうかということで、ボランティアというところがありますけれども、こんなに大きな災害の場合においては考えてもいいのではないかなというふうに提案したいんですけど、いかがですか。今までの流れとしては。

町長（渡邊誠次君） 消防団の方たちには非常にありがたいというふうに思っております。8日から19日まで、延べ人数720名の消防団の方に御尽力をいただきました。改めて感謝申し上げたいと思います。

しかしながら、消防団の基本理念は「自らの地域は自らで守る」でございます。できるだけ手厚いことは町としても考えたいと思っておりますけれども、災害のために準備しているところも備えをして自分たちで訓練をしているところもありますので、消防団の方たちには引き続き御尽力をいただきたいとも思っておりますし、感謝は申し上げたいと思いますが、災害が大きかったからといって急にその時の手当等々は今の現状では考えておりません。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 7番、西田です。

なりわい再建補助金について伺いたいのですが、今現在どれくらい出ているのですか。

町長（渡邊誠次君） 8月7日に説明会がありましたけれども、中身が変わっております。まだ様

式も決定しておりません。

以上です。

7番（西田直美君） 内容が変わっているということは、どういうことなんですか。その国のほうの規定とかが変わったということですかね。ということは、いわゆる昔でいうグループ補助金ですよね。それが出せる状況にないということですか。

議長（松崎俊一君） 西田議員に申し上げます。この補正予算ですね、6号に係って御質問いただければと思っております。

ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第44号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場から討論をいたします。

かなり多くの同僚議員も質疑に立たれたと思います。私への答弁や同僚議員への答弁を聞いておりましたら、町長が言われたのは「制度が動いておりますので」ということで、その制度が変わっているというのは確かにそれは事実だと思いますが、ただし私はそれを言い訳にして町は何もしていないことを正当化しているのではないかなというような気がしております。この補正予算（第6号）については、これはある意味骨格予算的な意味合い、そういう雰囲気は私は感じます。必要最低限の予算組みしかされていないのではないかと思います。ですから、町が立つべき姿勢としては、やはり国・県の支援の枠の外に置かれた被災した人たちは、余さず町が救済していくという立場に立つことなのではないかと思います。例えば、私が災害見舞金の対象となっております一部損壊について、これは南小国町は独自の見舞金制度で救済をしているわけですが、国・県の生活再建支援制度の対象には今のところ入っていないわけですが、制度が動いているから、果たして本当に今回から一部損壊に手当がされるのでしょうか。私はそんな甘いものではないと思います。やはり、それを制度が動いているからというのを言い訳にして、その検討も行わないというのは、私は余りに冷たいのではないかと思います。やはり、見舞金というのは町独自の制度として小国町の場合は全壊については10万円、半壊については5万円ということで支給しているのだと思います。町独自の支援を拡大することについて、国の制度は関係のない話であります。ぜひ、そうしたまだまだ足りない部分については第7号以降の補正で対応していただくことを切に願ひまして、賛成討論を終わります。

議長（松崎俊一君） 賛成の討論がございました。反対の討論、ございませんか。

ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第44号、令和2年度小国町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。次の会議は10時30分から予定いたします。

(午前10時20分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

議長(松崎俊一君) お諮りいたします。

ただいま配付してありますとおり、議会運営委員長から「発委第3号、災害対策特別委員会設置に関する決議について」が提出されました。発委第3号、災害対策特別委員会設置に関する決議については、緊急を要する事件と認め、小国町会議規則第22条の規程により、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

発委第3号、災害対策特別委員会設置に関する決議については、緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議長(松崎俊一君) それでは、追加日程第1、「発委第3号 災害対策特別委員会設置に関する決議について」を議題といたします。

お諮りいたします。

発委第3号、災害対策特別委員会設置に関する決議については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

発委第3号、災害対策特別委員会設置に関する決議については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略することに決定いたしました。

これより、発委第3号の質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番(久野達也君) ただいま議題となっております災害対策特別委員会設置に関する決議について、質疑というか確認の部分でお願いいたします。当然、災害に対しましては住民、町執行部は

当然です、それから議会も1日も早い復旧復興を願っておりますし、災害の少ない町、ゆくゆくはそれも願ってやまないところでもあります。そんな中で、若干確認させていただきたい部分として、目的の中に「災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立を目的として」という部分なんですけれども、例えば具体的に災害が発生したとき、特別委員会として現地の確認をするのか、あるいは町執行部を含めた意見交換、あるいは議会内部での取りまとめによる町への要望、これらが整理されていく必要があるかと思います。そういったような意味合いから、想定範囲内で構いませんので、具体的にこの特別委員会が動くとしたらこういう形になるのではなかろうかという青写真的部分を説明いただけたらと思います。併せて将来的にもやっぱり災害、減災の町づくりが必須でございます。そこら辺りも含めて御意見等があったらお聞かせいただきたいと思います。

5番（児玉智博君） はい、久野議員にお答えします。

青写真ということで言われましたので、あくまで委員会運営の範疇になると思いますので、この決議が御承認いただいたあとに正副委員長が選出されることになると思いますので、その正副委員長を中心に、また委員の皆さんにより話し合いながら具体的な運営がどうなるかというのは今後決まってくるものと承知しておりますが、その上でこの目的にあります調査、そして対策樹立をどのような形で行っていく、可能性があるかということでお話ししたいと思います。

現に今、災害が発生している状況であります。やはり委員会としては現状の情報収集がまず第一だと思います。ですので、その方法としましては当然執行部のほうから関係する所管部署の方々に委員会に出席を要請いたしまして、出席いただいて説明を受けたりだとか、あるいは委員会の調査権限として現地調査確認、あるいは災害に被災されている当事者の方に出席いただきまして御意見などを伺うというような方法が考えられるのではないかと思います。その上で、やはりそうした調査の中から見えてきた問題点や課題などを洗い出しまして、執行部に対策を求めていくと。その方法といたしましては、やはり委員会における質疑であったり、あるいは委員会として決議して、それは最終的には本会議の案件になってこようかとは思いますが、そういう決議を上げるなどして、予算要求をしていくというような方法が考えられるのではないかと思います。

将来的な減災まで、この災害対策特別委員会で話し合うのかというお尋ねもありましたが、それは当然災害に関する諸問題でありますので、現に発生している災害だけではなく、将来発生が予想される災害に関する問題としてそれを調査するということは、災害対策特別委員会ではできないのではないかとはい思いますが、それはあくまで委員が選ばれたあと委員会の中での合意形成を諮りながら、その問題を話し合っていくかどうかというのは委員会の中で決めていただくことではないかと思えます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議会運営委員長より提出された発委第3号、災害対策特別委員会設置に関する決議についてを採決いたします。

本件は9人の委員をもって構成する災害対策特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

発委第3号、災害対策特別委員会設置に関する決議については、可決されました。

よって9人の委員をもって構成する災害対策特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました災害対策特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。1番、時松昭弘君、2番、江藤理一郎君、3番、穴見まち子君、4番、久野達也君、5番、児玉智博君、6番、大塚英博君、7番、西田直美君、8番、松本明雄君、9番、熊谷博行君、以上のとおり、災害対策特別委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま報告をいたしましたとおり9名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました以上の諸君を災害対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員長及び副委員長は委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

ここで暫時休憩をいたします。次の会議を10時45分から行いたいと思います。

（午前10時40分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

議長（松崎俊一君） 休憩中に正副委員長が決定したと思われるので、委員長より正副委員長の報告をお願いいたしたいと思います。

8番（松本明雄君） 委員長は私のほう、松本明雄でやりたいと思います。副委員長に関しましては、江藤理一郎議員のほうと決まりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

今後の災害は大変だろうと思いますけれども、できた以上は執行部と色々な話を交えながらやっていきたいと思いますので、執行部のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第3回小国町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時47分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（9番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

4番 久野 達也 君

9番 熊谷 博行 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を8月12日の1日間とする。

1.	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて (専決第5号：令和2年度小国町一般会計補正予算(第5号)について) 令和2年8月12日 承認
1.	議案第44号	令和2年度小国町一般会計補正予算(第6号)について 令和2年8月12日 原案可決
1.	発委第3号	災害対策特別委員会設置に関する決議について 令和2年8月12日 原案可決

小国町議会会議録
令和2年第3回臨時会

令和2年8月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一

編集人 小国町議会事務局長 藤木 一也

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119